

優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(案)

1. 背景及び目的

リスク評価の結果、化審法第11条第2号ニに基づき、環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至り、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質(以下「指定取消物質」という。)は、再び一般化学物質としてスクリーニング評価の対象となり、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第2版】」¹に基づき、スクリーニング評価を実施する。具体的には、以下のとおり。

- 有害性クラスの付与には、リスク評価段階あるいは優先指定の取消以降において更新・精査された有害性評価結果を利用し、通常のスクリーニング評価を実施する。
- 通常のスクリーニング評価の結果、優先度が「高」となった物質のうち、リスク評価(一次)評価Ⅱ以降を実施した結果、第二種特定化学物質非該当として優先評価化学物質指定の取消がなされた物質については、スクリーニング評価実施年度の化審法の届出情報、PRTR排出量、環境モニタリングデータ等について個別に詳細な評価を行い、それらの項目について、指定取消時からの変化を確認し、優先評価化学物質の該当性について判断する。

2. 評価対象物質

令和7年度、スクリーニング評価の対象とする指定取消物質は、令和6年3月31日以前に化審法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質(他の優先評価化学物質に包含されたものを除く。)のうち、令和5年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量の全国合計が10t超であった35物質とする。

3. 有害性クラスの見直し

優先評価化学物質の指定後のリスク評価段階あるいは優先指定の取消以降において更新・精査された有害性評価結果がある物質については、それらの評価結果を反映させ、有害性クラスを見直した。

#7(優先評価化学物質指定時の通し番号。以下同じ。)ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、#12 1,2-ジクロロプロパン、#13 クロロエチレン(別名塩化ビニル)、#20 1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)の4物質についてはいずれもリスク評価(一次)評価Ⅱが行われた結果、最

¹ 化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第2版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_kangaekata.pdf

も感受性の高い指標となる有害性が発がん性であり、該当する有害性評価値²を用いたリスク推計の結果、優先評価化学物質の指定が取り消された物質である。従来、スクリーニング評価においては発がん性に係る定量評価を行っていないため、発がん性に係る有害性評価値を有害性クラスに変換する方法は設定されていない。そこで、指定取消物質のスクリーニング評価については、便宜的に、発がん性に係る有害性評価値が 0.0005 mg/kg/day 以下³の場合は有害性クラス 1、0.0005 mg/kg/day よりも大きい有害性評価値については、一般毒性や生殖発生毒性に準ずる方法で有害性クラスを付与することとした(令和元年 11 月以降)。

4. 暴露クラス

化審法に基づき、事業者等から届出のあった製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与した。

5. スクリーニング評価結果

(1)優先度マトリックスを用いた評価の結果

スクリーニング評価の対象とする指定取消物質について有害性クラスと暴露クラスを付与し、優先度付与を行った。

その結果、人健康影響に関しては、4物質が優先度「高」となった。生態影響に関しては、1物質が優先度「高」となった(別紙1)。

(2)優先度「高」の物質に関する詳細評価の結果

(1)において優先度「高」となった4物質については、リスク評価(一次)評価Ⅱの際に示された今後の対応に基づいて、指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った結果、指定取消時と比較して大きな変化はなかったことから、いずれの物質も優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断する。物質ごとの詳細評価結果は、別紙2のとおり。

6. 今後の方針と課題への対応

- 今回、優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断した物質については、一般化学物質として来年度もスクリーニング評価を行う。

² #7 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)リスク評価書簡易版(5 ページ)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_02_02.pdf

#12 1, 2-ジクロロプロパンリスク評価書簡易版(5 ページ)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160617.1-2.pdf

#13 クロロエチレン(別名塩化ビニル)リスク評価書(40~41 ページ)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_02.pdf

#20 1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)リスク評価書(37 ページ)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.4.pdf

³ 「スクリーニング評価手法の詳細(案)」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_detail.pdf

の 23 ページの図表 1-15 に示す試行結果より、発がん性に係る有害性評価値(実質安全量)がとりうる範囲から、便宜的に有害性クラスを付与する。

62 指定取消物質のスクリーニング評価において優先度「高」となった物質に関する詳細評価の結果(案)

優先評価化学 物質指定時の 通し番号	優先評価化学 物質時の指定 根拠	指定取消物質	分解性	人健康影響			生態影響			詳細評価結果
				暴露 クラス	有害性 クラス	優先度	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度	
7	人健康影響	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	難	2	3	高	4	4	低	優先指定は適当 ではない
13	人健康影響	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	難	2	1	高	3	3	中	優先指定は適当 ではない
20	人健康影響	1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	良	3	1	高	4	3	中	優先指定は適当 ではない
89	生態影響	過酸化水素	難(デ フォルト)	2	2	高	2	3	高	優先指定は適当 ではない

63

64

65 優先度「高」となった物質に関する有害性情報（人健康影響）

			暴露クラス		優先度	有害性クラス										生殖発生毒性										変異原性										発がん性	
No.	優先評価 化学物質 指定時の 通し番号	名称	分解性	暴露クラス 分解性 考慮	優先度	有害性 クラス 備考	一般毒性	生殖発生 毒性	変異原 性	発がん 性	NO (A) EL等 [mg/kg/day (換算値含む)]	LO (A) EL 採用による UF (NO (A) ELの 場合は1)	試験期間に よるUF (90日未 満6、1年 未満2)	重大性 UF	UF合 計	有害性評価値 [mg/kg/day (換算値含む)]	情報源	NO (A) EL等 [mg/kg/day (換算値含む)]	LO (A) EL 採用による UF (NO (A) ELの 場合は1)	UF_試験 の質 (1 世代試験 は10)	UF合 計	有害性評価値 [mg/kg/day (換算値含む)]	情報源	① Ames試験 (復帰突然 変異試験)	② in vitroは乳 類染色体異 常試験	③ その他 invitro試験	④ in vivo小 試験	⑤ その他invivo 試験	⑥ 化管法変異 原分類	情報源	発がん性 分類	備考					
1	7	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	難	2	高	3※	3	外	2※	3	0.017					0.017	評価Ⅱ詳細資料	7.03					7.03	評価Ⅱ詳細資料	陽性	陽性	Hprt陰性	陽性	骨髄・肺 CA陽性、 UDS陰性、 TG陰性		評価Ⅱ詳細資料，食安委，ATSDR， IRIS，AU-NICNAS，NITE初期リ スク評価書，環境省リスク評価， EHC，ACGIH，Patty，MAK，産衛， ECHA	3	評価Ⅱにおける有害 性評価値（経口）				
2	13	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	難	2	高	1	2	外	2	1	0.0013					0.0013	評価Ⅱ詳細資料	0.63					0.63	評価Ⅱ詳細資料	陽性	陽性	Hprt陽性	陽性	DL陰性， CA陽性	クラス1	評価Ⅱ詳細資料，化管法 ATSDR， IRIS，SIDS，AU-NICNAS，NITE 初期リスク評価書，WHO水， JECFA，EHC，カナダEPA，GHS， ACGIH，MAK MAK，Patty	1	IARC: 1，USEPA: K/L，NTP: K， ACGIH: A1，産衛: 第1群，EU: 1A， GHS: 区分1A，化審 法: クラス1				
3	20	1，2－エポキシプロパン（別名 酸化プロピレン）	良	3	高	1	3	外	2	1	0.0094					0.0094	評価Ⅱ詳細資料	2.20					2.20	評価Ⅱ詳細資料	陽性	陽性	H p r t 陽 性	陽性	骨髄 C A 陽性，D L 陽性		評価Ⅱ詳細資料	1	評価Ⅱにおける有害 性評価値（経口）				
4	89	過酸化水素	難（デ フォルト）	2	高	2	2	情報なし	3	2	0.38	1	6	1	600	0.00064	EU-RAR， AU-NICNAS， MAK	情報なし							陽性	陽性	MLA陽性， Hprt陽性	陰性	UDS陰性， 骨髄CA陰 性		EU-RAR，AU-NICNAS，食安委， MAK，GHS，ECHA	2	IARC: 3，ACGIH: A3，GHS: 区分2				

66

67 ※元優先通し番号7の有害性クラスは、リスク評価Ⅱの結果、発がん性が最も感受性の高い指標であったため、発がん性の有害性クラスを採用した。なお、リスク評価Ⅱにおける遺伝毒性試験の結果に基づき本物質を閾値のない発がん物質として評価していることから、変異原性の評価

68 結果は発がん性の有害性評価値（発がん性の有害性クラスの根拠）に適切に反映されている。

69

70 優先度「高」となった物質に関する有害性情報（生態影響）

											根拠		藻類 (mg/L)				ミジンコ類 (mg/L)				魚類 (mg/L)			
評価単位分類	優先評価 化学物質 指定時の 通し番号	名称	分解性	暴露クラス 分解性考 慮	優先度	有害性 クラス	有害性 クラス 備考	高分子	アミン 類	PNEC	最小値	Ufs	急性毒性 値 (EC50)	EC50/U Fs (ACR*種 間外挿)	慢性毒性 値 (NOEC)	NOEC/U F (種間外 挿)	急性毒性 値 (EC50)	EC50/U Fs (ACR*種 間外挿)	慢性毒性 値 (NOEC)	NOEC/U F (種間外 挿)	急性毒性 値 (LC50)	LC50/U Fs (ACR* 種間外 挿)	慢性毒 性値 (NOEC)	NOEC/U F (種間外 挿)
元優先	89	過酸化水素	難（デフォルト）	2	高	3				0.012	0.63	50	1.38		0.63	0.126	2.4		0.63	0.126	16.4	0.164		

71

72 ※PNEC 算出では、途中計算は有効数字 3 桁、PNEC は有効数字 2 桁（3 桁目を切り捨て）とした。

73

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#7 ジクロロメタン）

■過去のリスク評価結果

平成 28 年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価の結果⁴、「現在推計される暴露濃度では、ジクロロメタンによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。「また、この物質については、数理モデルによって高濃度と推計された地点における環境中濃度が十分に把握されていないことに留意する必要がある。」ともされた。

■詳細評価における取扱い

ジクロロメタンの詳細評価における取扱いについては、平成 28 年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

⁴ リスク評価（一次）評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価結果について（人健康影響）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_02_01.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 28 年度 (平成 26 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の 暴露クラス	2	2
PRTR 情報に基 づくリスク推計 リスク懸念地点	0	1
環境モニタリング データによるリス ク懸念地点	0	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価(一次)評価Ⅱの評価年度で用いた平成 26 年度実績と最新の令和5年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和5年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

2. PRTR 排出量について

令和5年度実績の PRTR 届出情報を用いてリスク評価(一次)評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価(一次)評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQ が1以上となるリスク懸念地点は1箇所(3903 箇所中)であった。そのため、来年度以降も注視することとする。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価(一次)評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較した結果、リスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがあるとは言えないため、今年度のスクリーニング評価においては、#7 ジクロロメタンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断する。

(参考)

ジクロロメタンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく排出量の比較結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 28 年度 (平成 26 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
製造量[t]	46, 588	38, 000
輸入量[t]	1, 613	1, 600
出荷量[t]	47, 566	42, 000
用途分類 (出荷量割合が1%以上の用途について記載)	01 中間物 02 塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤 03 接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤 04 金属洗浄用溶剤 07 工業用溶剤 27 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤 99 輸出用	101 中間物 102 塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤 103 接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤 104 金属洗浄用溶剤 107 工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。) 127 プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤 199 輸出用のもの
排出量合計[t] (人健康)	4, 409	4, 151

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量、出荷量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量の比較結果(トン／年度)

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 28 年度 (平成 26 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
届出排出_大気	10,547	7,425
届出排出_水域	5	4
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	1,588	2,106
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

141

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	検出下限値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	検出地点数	有害性 評価値 超過地点数
令和5年度	有害大気	0.37～14	0.012～0.6	349/349	0/349
令和4年度	有害大気	0.24～9.6	0.05～0.3	365/365	0/365
令和3年度	有害大気	0.34～8.0	0.024～0.17	361/361	0/361
令和2年度	有害大気	0.024～8.7	0.016～0.3	354/354	0/354
令和元年度	有害大気	0.26～39	0.019～0.59	354/354	0/354
平成 24 年度	有害大気	0.26～13	0.00027～0.4	451/451	0/451

142

143

144

表 4 水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{L}$)	検出下限値 の濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{L}$)	検出地点数	有害性 評価値 超過地点数
令和5年度	健康項目	<0.1～2.5	0.1～2	18/3352	0/3352
令和4年度	健康項目	<0.1～3.2	0.1～2	29/3344	0/3344
令和3年度	健康項目	<0.1～15	0.1～2	39/3331	0/3331
令和2年度	健康項目	<0.1～2.8	0.1～2	11/3375	0/3375
令和元年度	健康項目	<0.1～3	0.1～5	25/3345	0/3345
平成 24 年度	健康項目	<0.05～8	0.05～1.5	31/3200	0/3200

145

146

優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#13 クロロエチレン)

■過去のリスク評価結果

平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価(一次)評価Ⅱにおけるクロロエチレンの評価の結果⁵、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き適切に推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。

■詳細評価における取扱い

クロロエチレンの詳細評価における取扱いについては、平成 26 年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価(一次)評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価(一次)評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

⁵ リスク評価(一次)評価Ⅱにおけるクロロエチレンの評価結果について(人健康影響)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_01.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 26 年度 (平成 23 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の 暴露クラス	2	2
PRTR 情報に基づく リスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリング データによる リスク懸念地点	0	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価(一次)評価Ⅱの評価年度で用いた平成 23 年度実績と最新の令和5年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和5年度実績において新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

2. PRTR 排出量について

令和5年度実績のPRTR届出情報を用いてリスク評価(一次)評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価(一次)評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQが1以上となるリスク懸念地点はなかった。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価(一次)評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較した結果、令和5年度のリスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#13 クロロエチレンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断する。

(参考)

クロロエチレンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく排出量の比較結果

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 26 年度 (平成 23 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
製造量[t]	1, 814, 439	2, 100, 000
輸入量[t]	210	0
出荷量[t]	1, 808, 620	2, 000, 000
用途分類	01 中間物 99 輸出用	101 中間物 199 輸出用のもの
排出量合計[t] (人健康)	1, 472	1, 594

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量、出荷量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量の比較結果(トン／年度)

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 26 年度 (平成 23 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
届出排出_大気	146	138
届出排出_水域	5	5
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	1	1
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	検出下限値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	検出地点数	有害性 評価値 超過地点数
令和5年度	有害大気	0.0015～1.7	0.00018～0.07	325/325	0/325
令和4年度	有害大気	<0.0009～1.3	0.0005～0.08	194/334	0/334
令和3年度	有害大気	<0.0018～2.7	0.0009～0.05	213/333	0/333
令和2年度	有害大気	<0.0019～1.1	0.0009～0.04	206/325	0/325
令和元年度	有害大気	<0.0025～1.2	0.0004～0.04	223/328	0/328
平成 23 年度	有害大気	<0.0018～1.2	0.0008～0.18	318/333	0/333

209
210

表 4 水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 ($\mu\text{g/L}$)	検出下限値の 濃度範囲 ($\mu\text{g/L}$)	検出地点数	有害性 評価値 超過地点数
令和5年度	要監視項目	<0.2~<2	0.2~2	3/613	0/613
令和4年度	要監視項目	<0.2~0.65	0.2~2	4/589	0/589
令和3年度	要監視項目	<0.2~1.7	0.2~2	2/595	1/595
令和2年度	要監視項目	<0.2~0.3	0.2~2	9/569	0/569
令和元年度	要監視項目	<0.2~0.5	0.2	1/636	0/636
平成 23 年度	要監視項目	<0.2~1.6 (<0.2~<2)	0.2~2	6/660	0/660

211

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#20 1, 2-エポキシプロパン）

■過去のリスク評価結果

平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおける1, 2-エポキシプロパンの評価の結果⁶、「現在推計される暴露濃度では、1, 2-エポキシプロパンによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

■詳細評価における取扱い

1, 2-エポキシプロパンの詳細評価における取扱いについては、平成 29 年度以降のスクリーニング評価の経緯を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

⁶ リスク評価（一次）評価Ⅱにおける1, 2-エポキシプロパンの評価結果について（人健康影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.3.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 27 年度 (平成 25 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和 7 年度 (令和 5 年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の 暴露クラス	3	3
PRTR 情報に基づ くリスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリング データによる リスク懸念地点	0	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価(一次)評価Ⅱの評価年度で用いた平成 25 年度実績と最新の令和 5 年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和 5 年度実績において、新たな非点源用途の届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも 3 となり、変化はなかった。

2. PRTR 排出量について

令和 5 年度実績の PRTR 届出情報を用いてリスク評価(一次)評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価(一次)評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQ が 1 以上となるリスク懸念地点はなかった。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価(一次)評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較した結果、令和 5 年度のリスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#20 1, 2-エポキシプロパンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断する。

(参考)

1, 2-エポキシプロパンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく排出量の比較結果

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 27 年度 (平成 25 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
製造量[t]	449, 777	290, 000
輸入量[t]	0	12, 000
出荷量[t]	443, 447	300, 000
用途分類	01 中間物 99 輸出用	101 中間物 199 輸出用のもの
排出量合計[t] (人健康)	380	345

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量、出荷量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量の比較結果(トン／年度)

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 27 年度 (平成 25 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
届出排出_大気	63	25
届出排出_水域	12	0
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	0	0
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

270
271

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	検出下限値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	検出地点 数	有害性 評価値 超過地点数
令和5年度	有害大気	0.013～0.89	0.0008	16/16	0/16
令和4年度	有害大気	0.011～0.37	0.0007	12/12	0/12
令和3年度	有害大気	0.013～0.17	0.0034	2/2	0/2
令和2年度	有害大気	測定なし			
令和元年度	有害大気	測定なし			
平成 22 年度	有害大気	0.022～1.2	0.006～0.009	10/10	0/10

272
273
274

表4 水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{L}$)	検出下限値の濃 度範囲 ($\mu\text{g}/\text{L}$)	検出地点数	有害性 評価値 超過地点数
平成 24 年度	黒本調査	<0.023～12	0.023	5/22	0/22

275

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#89 過酸化水素）

（ア）生態影響について

■過去のリスク評価結果

令和3年度、生態影響に係る過酸化水素のリスク評価（一次）評価Ⅱにおける過酸化水素の評価の結果⁷、「現在得られる情報・知見の範囲では、本物質の現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、本物質による環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

■詳細評価における取扱い

過酸化水素の詳細評価における取扱いについては、令和3年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

⁷ リスク評価（一次）評価Ⅱにおける過酸化水素の評価結果について（生態影響）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/210903_No.89_01_summary.pdf

■ 詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和3年度 (平成 29 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
用途について	非点源用途届出あり 13 水系洗浄剤 2《家庭用・業務用の用途》 20 殺生物剤 3《家庭用・業務用の用途》	非点源用途届出あり 113 水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。) 120 殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。) (新たな非点源用途届出なし)
生態影響の 暴露クラス	2	2

1. 化審法の届出情報

リスク評価(一次)評価Ⅱの評価年度で用いた平成 29 年度実績と最新の令和5年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和5年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#89 過酸化水素を再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断する。

307

(参考)

308
309

過酸化水素に係る暴露データ

310

表 1 化審法の届出情報に基づく排出量の比較結果(生態)

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和3年度 (平成 29 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
製造量[t]	130, 969	92, 000
輸入量[t]	778	4, 600
出荷量[t]	129, 464	130, 000
用途分類 (出荷量割合が1%以上の 用途について記載)	01 中間物 10 化学プロセス調節剤 12 水系洗浄剤 1《工業用途》 13 水系洗浄剤 2《家庭用・業務用 の用途》 19 殺生物剤 2[工程内使用で成形 品に含まれないもの]《工業用 途》 20 殺生物剤 3《家庭用・業務用の 用途》 25 合成繊維、繊維処理剤[不織布 処理を含む] 26 紙・パルプ薬品 34 表面処理剤 40 水処理剤 46 分離・精製プロセス剤《鉱業、金 属製造での用途》 99 輸出用	101 中間物 110 化学プロセス調節剤 112 水系洗浄剤(工業用のものに 限る。) 113 水系洗浄剤(家庭用又は業務 用のものに限る。) 119 殺生物剤(工業用のものであ って、成形品に含まれるものを 除く。) 120 殺生物剤(家庭用又は業務用 のものに限る。) 125 合成繊維又は繊維処理剤 126 紙製造用薬品又はパルプ製 造用薬品 134 表面処理剤 140 水処理剤 199 輸出用のもの
排出量合計[t] (生態)	2, 374	2, 598

311 ※1 スクリーニング評価年度の製造量、輸入量、出荷量については、有効数字2桁

312 ※2 水域への推計排出量は、優先評価化学物質のリスク評価(一次) 生態影響に係る評価Ⅱにて過酸化水素に特化し

313 て新たに設定した排出係数⁸を用いて計算した。

⁸ 優先評価化学物質のリスク評価(一次) 生態影響に係る評価Ⅱ リスク評価書簡易版 過酸化水素(優先評価化学物質通し番号 89)
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/210903_No.89_02_risk_assessment.pdf

(イ) 人健康影響について

■過去のスクリーニング評価結果

令和3年度の一般化学物質としてのスクリーニング評価の結果⁹、過酸化水素の人健康影響に係る優先度付与結果が「高」となったが、「現在得られている情報からは広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがあるとは言えないため、現時点で優先評価化学物質として指定することは適当ではなく、来年度以降も注視する」とされた。

■スクリーニング評価における取扱い

過酸化水素のスクリーニング評価における取扱いについては、令和3年度のスクリーニング評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。
--

1. 化審法の届出情報

令和3年度のスクリーニング評価の時点と比較して、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

⁹ 過酸化水素の人健康影響に係るリスク懸念の確認について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20211216_043b.pdf

■ 詳細評価の結果

	スクリーニング評価年度 令和3年度 (令和元年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
用途について	非点源用途届出あり 113 水系洗浄剤(家庭用又は 業務用のものに限る。) 120 殺生物剤(家庭用又は業 務用のものに限る。) 122 芳香剤又は消臭剤	非点源用途届出あり 113 水系洗浄剤(家庭用又は 業務用のものに限る。) 120 殺生物剤(家庭用又は業 務用のものに限る。) (新たな非点源用途届出なし)
人健康影響の 暴露クラス	2	2

1. 化審法の届出情報

令和3年度のスクリーニング評価で用いた令和元年度実績と最新の令和5年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和5年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#89 過酸化水素を優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断する。

(参考)

過酸化水素に係る暴露データ

表 2 化審法の届出情報に基づく排出量の比較結果(人健康)

	スクリーニング評価年度 令和3年度 (令和元年度実績)	スクリーニング評価年度 令和7年度 (令和5年度実績)
製造量[t]	128, 673	92, 000
輸入量[t]	2, 741	4, 600
出荷量[t]	113, 538	130, 000
用途分類 (出荷量割合が1%以上の 用途について記載)	101 中間物 110 化学プロセス調節剤 112 水系洗浄剤(工業用のものに 限る。) 113 水系洗浄剤(家庭用又は業務 用のものに限る。) 119 殺生物剤(工業用のものであ って、成形品に含まれるものを 除く。) 120 殺生物剤(家庭用又は業務用 のものに限る。) 125 合成繊維又は繊維処理剤 126 紙製造用薬品又はパルプ製 造用薬品 134 表面処理剤 140 水処理剤 199 輸出用のもの	101 中間物 110 化学プロセス調節剤 112 水系洗浄剤(工業用のものに 限る。) 113 水系洗浄剤(家庭用又は業務 用のものに限る。) 119 殺生物剤(工業用のものであ って、成形品に含まれるものを 除く。) 120 殺生物剤(家庭用又は業務用 のものに限る。) 125 合成繊維又は繊維処理剤 126 紙製造用薬品又はパルプ製 造用薬品 134 表面処理剤 140 水処理剤 199 輸出用のもの
排出量合計[t] (人健康)	2, 785	3, 359

※1 令和7年度のスクリーニング評価年度の製造量、輸入量、出荷量については、有効数字2桁

※2 水域への推計排出量は、優先評価化学物質のリスク評価(一次) 生態影響に係る評価Ⅱにて過酸化水素に特化し
て新たに設定した排出係数⁸を用いて計算した。なお、大気への推計排出量は、デフォルトの排出係数を用いて計算した。